

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

令和元年7月8日

岡山市長 大 森 雅 夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ザグザグ小売店

所在地 岡山市北区小山5番1ほか

(2) 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルナカ

住所 香川県高松市円座町1001番地

代表者の氏名 代表取締役 平尾 健一

名称 株式会社ザグザグ

住所 岡山市中区清水369番地2

代表者の氏名 代表取締役 森 信

(3) 変更事項

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

i 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

No.	位 置	収容台数
1	店舗東側（「添付図3-1」参照）	33 台
	合 計	33 台

(変更後)

No.	位 置	収容台数
1	店舗東側（「添付図3-2」参照）	6 台
	合 計	6 台

②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

i 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ザグザグ	午前 9 時 00 分	午後 10 時 00 分	

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	備考
株式会社ザグザグ	午前 8 時 00 分	午後 12 時 00 分	

ii 来客が駐車場を利用できる時間帯

(変更前)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
1	午前 8 時 30 分から午後 10 時 30 分まで

(変更後)

駐車場 No.	駐車可能時間帯
1	午前 7 時 30 分から午後 0 時 30 分まで

※但し、一部夜間利用制限（午後 10 時 00 分～午前 6 時 00 分）

iii 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場 No.	出入口の数	位 置
1	2 箇所	「添付図 3-1」参照（出入口 1, 2）
合 計	2 箇所	

(変更後)

駐車場 No.	出入口の数	位 置
1	3 箇所	「添付図 3-2」参照（出入口 1~3）
合 計	3 箇所	

(4) 変更年月日

①大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

i 駐輪場の位置及び収容台数

平成 24 年 4 月 20 日

②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

i 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

令和元年 7 月 1 日

ii 来客が駐車場を利用できる時間帯

令和元年 7 月 1 日

iii 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

平成24年4月20日

(5) 変更する理由

平成18年4月10日の新設届出以降、別紙の顛末書のとおり未届となっていた手続きについて、不整合を是正するため。

また、お客様の利便性向上の観点から営業時間及び駐車場利用時間の変更を行う。

2 届出年月日

令和元年6月14日

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

令和元年7月8日から令和元年11月8日まで

(2) 縦覧の場所

岡山市産業観光局商工観光部産業振興・雇用推進課